

国民健康保険窓口負担額変更のお知らせ

○問合せ先 健康ほけん課国保係 ☎内線 125、126、109

平成 26 年 4 月 2 日以降に 70 歳の誕生日を迎える人へ

70～74 歳の人の窓口負担は法律上 2 割負担となっていますが、特例措置でこれまで 1 割負担でした。

平成 26 年度からはより公平な仕組みとするために、**窓口負担が 2 割負担に見直されることになりました。**

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70 歳から 2 割負担になる人は 69 歳までと比べて上限額が下がります。

【対象者】

誕生日が昭和 19 年 4 月 2 日以降の人

【2 割負担になる時期】

70 歳の誕生月の翌月から

(ただし各月 1 日が誕生日の人はその月から)

(例) 平成 26 年 4 月 2 日～5 月 1 日に 70 歳の誕生日を迎える人は 5 月の診療から 2 割負担

【注意】

一定の所得がある人はこれまで通り 3 割負担です。

平成 26 年 4 月 1 日までに 70 歳の誕生日を迎えた人へ

平成 26 年 4 月以降も引き続き特例措置の対象になります。

窓口負担は 1 割負担のまま変わりません。

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、この上限額も変わりません。

【対象者】

誕生日が昭和 19 年 4 月 1 日までの人

【注意】

一定の所得がある人はこれまで通り 3 割負担です。

○平成 26 年 3 月 2 日～4 月 1 日に 70 歳の誕生日を迎えた人は窓口負担が 3 割負担から 1 割負担になります。また、窓口負担上限額は 69 歳までと比べて下がります。



あなたの健康お手伝いします



平成26年度住民健診申込書を各世帯に送付します

○問合せ先 健康ほけん課健康推進係 ☎内線 168、129

平成 26 年度の住民（集団）健診を 6～7 月に実施します。

住民健診は、特定健診やがん検診などを一度にまとめて受診できる、年に 1 度のチャンスです。いつまでも、生き生きと健康で暮らしていくために、体の異常を早期に発見し、症状が進行する前に対処することが大切です。必ず年に 1 回は健診を受けましょう。

★住民健診申込書は、必ずご家族全員で確認しましょう！

住民健診申込書は、4 月上旬に各世帯に送付します。世帯での申し込みになりますので、必ずご家族全員で確認し、申し込みの漏れがないように注意してください。

申し込みをした人には、健診開始までに受診票を送付しますので、健診を受診される当日に持参してください。申込書に同封してある日程表などは大切に保管しておきましょう。



★2月22日に健康づくり市民公開講座を開催しました

講座では、末永貴久先生（日本健康運動指導士会長 崎県支部長）を講師に招き、運動をテーマとした講演会や、メタボリックシンドロームの予防について学びました。参加者からは「講話も実技も予想以上に楽しかった」などの感想が聞かれました。



ひきこもり・不登校の 家族の集いを開催します

○問合せ先

健康ほけん課健康推進係 ☎ 168、129
子育て・こども課こども未来係 ☎ 167、150
福祉事務所障害福祉係 ☎ 156、157

同じ悩みを持つご家族同士で語り合う場です。お互いの悩みや経験を語り、参加したご家族がホッとできたり、元気になっていただくための集いです。お気軽にご参加ください。

【期日】

4月25日（金）
5月23日（金）
6月27日（金）

【時間】

午後7時～9時

【場所】

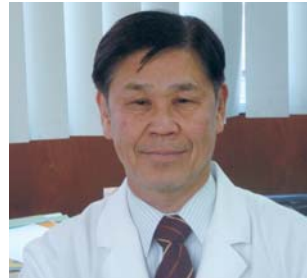
きらきら21 研修室1・2



福島診療所からのお知らせ

○問合せ先 松浦市立福島診療所 ☎0955-47-2003

●新所長をご紹介します（4月1日から勤務）



深堀 実先生（60歳）
循環器科専門

【先生から一言】

3年前に松浦市立中央診療所で勤務しておりました。4月から福島診療所で勤務しています。目標としては「安心して最後を迎えられる医療と福祉の島」を目指します。急性期の医療は、伊万里・唐津の病院と連携し、主に慢性期の治療の充実を図ります。よろしくお願ひ申し上げます。

●外来ご案内

4月から所長の専門である循環器関係の診療を行っています。主に心臓や血圧などを専門の機械で検査し、病気の早期発見と慢性期の治療を実施します。また、胃カメラ検査も再開しますので、お気軽にお問い合わせください。
※内科・外科・小児科の診療もこれまで通り実施しています。

消費生活センターだより

○問合せ先 松浦市消費生活センター ☎内線 180

オンラインゲームの決済トラブル！ クレジットカードの管理は大丈夫？

<事例>

- ①小学生の娘（7歳）に私のスマートフォンを渡し、オンラインゲームで遊ばせていた。一度クレジットカードでアイテムを購入し、その後も1回100円程度なら良いと思い、その都度私がパスワードを入れて購入させていた。しかし後日カード会社から高額請求が来た。具体的な状況については、娘も覚えておらず、はっきりしたことは分からない。どう対応したらいいか？
- ②クレジットカード会社から身に覚えのない20万円弱の高額な請求が届き、カード会社に確認したところ、オンラインゲームの利用料だという事が分かった。同居している孫（男子中学生）がゲームに熱中しているので問いただしたところ、私の財布から勝手にカードを抜き取り、カード番号などを登録して使用したことが分かった。どうすればいいか？

<ひとこと助言>

事例のように、スマートフォンに一度入力したクレジットカード番号が一定時間有効なままになっていて、子どもが有料アイテムを購入できてしまうケースのほか、大人のクレジットカードを勝手に持ち出し番号を入力するケースなどオンラインゲームのクレジット決済に関する相談が多くみられます。中でも、16歳未満のオンラインゲームの相談が増加しており、相談年齢の低年齢化が見られます。

オンラインゲームには有料アイテムなしでは楽しめない物が多くあり、大人はスマートフォンやオンラインゲームなどについて理解するとともにゲームのサービス形態や決済方法などを確認し、遊び方やルールについて子どもとよく話し合ひましょう。また、クレジットカードやカード番号を登録しているIDの管理には、十分注意しましょう。

※おかしいなと思ったときは、消費生活センターにご相談ください。

